

Total assist 自動車保険

本冊子は「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」のパンフレット兼重要事項説明書です。



自動車

お客様へのご案内

東京海上日動ではお客様とともに環境保護を行うことをコンセプトに、ご契約手続きや保険金お支払い手続きにおけるペーパーレス化を積極的に推進しています。

この度、本冊子(パンフレット兼重要事項説明書)のうちパンフレット(商品内容のご説明)部分につきましては、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式に変更いたしましたので、右記の2次元コードからご確認ください。

なお、パンフレット(商品内容のご説明)部分について引き続き書面での閲覧をご希望される場合は弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)からご請求いただくことも可能です。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

他人のお車を借りる場合等、スマートフォンでご加入手続きが可能な24時間単位の自動車保険「ちょいのり保険(1日自動車保険)」がお役に立ちます。

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。
 ※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。
 ※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

パンフレット

弊社のホームページ
でご確認ください



重要事項説明書

I 契約締結前に
おけるご確認事項

▶ P.1~5

II 契約締結時に
おけるご注意事項

▶ P.5~6

III 契約締結後に
おけるご注意事項

▶ P.7

IV その他ご留意
いただきたいこと

▶ P.8

V その他該当する
場合にご確認
いただきたいこと

▶ P.9~10

申込書等別紙

重要事項説明書

*申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.1~10)の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。車両保険をご契約される場合は、ご契約のお車の所有者にもご説明ください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容を理解
いただくための事項



ご契約に際してご契約者に
とって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項



該当するご契約者に
ご確認いただきたい
事項

*「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)のホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の商品の仕組み

契約
概要

(基本となる補償・特約)

「賠償に関する補償」「ご自身の補償」「お車の補償」の3つの基本補償と万が一の事故の際により手厚くお客様への補償を行うため、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)*1」もしくは「弁護士費用特約(自動車事故型)*1」、「入院時選べるアシスト特約」、「車両新価保険特約」もしくは「車両全損時復旧費特約」の3つの基本特約があります。それぞれ、ご契約いただくかどうか自由にお決めいただけます(ただし、人身傷害保険および「入院時選べるアシスト特約」は原則として自動セットされます*2。)。

(その他の特約)

自動セットされる特約と、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約があります。

*下表以外にも特約がありますので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

3つの 基本補償	賠償に関する補償	ご自身の補償	お車の補償
	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 対物超過修理費特約 <small>自動セット</small>	人身傷害保険 人身傷害乗用具事故 補償特約	車両保険 車両全損時諸費用補償特約 <small>自動セット</small> 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等 補償特約 <small>自動セット</small>
+ 3つの 基本特約	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)*1 弁護士費用特約(自動車事故型)*1	入院時選べるアシスト特約 <small>自動セット</small>	車両新価保険特約*5 車両全損時復旧費特約
+ その他 の主な特約	レンタカー費用の補償日額に 関する特約*6	地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約	故障補償特約(搬送時) <small>自動セット</small>
	無過失事故に関する特約 <small>自動セット</small> 心神喪失等による事故の 被害者損害補償特約 <small>自動セット</small> ファミリーバイク特約	他車運転危険補償特約 <small>自動セット</small> 法律相談費用補償特約 <small>自動セット</small> ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	被害者救済費用等補償特約 <small>自動セット</small> 車内携行品補償特約 個人賠償責任補償特約

*1 弁護士費用等を補償する特約をご契約いただく場合、「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」か「弁護士費用特約(自動車事故型)」のいずれか一方を選択いただけます。

*2 例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。なお、「入院時選べるアシスト特約」は、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットされます。

*3 車両保険金額が10万円未満の場合等は、「車両全損時諸費用不担保特約」をご契約いただく必要があります。

*4 車両保険をご契約いただいている場合でも自動セットされます。また、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただくことで車両搬送費用および緊急時応急対応費用のみの補償とすることができます。

*5 車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)をご契約の場合で、満期日がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から38か月未満のときには原則自動セットされます。

ただし、「リースカー車両費用保険特約」等をご契約の場合は自動セットされません。また、ご契約のお車がリースカーの場合やお車の買替えを想定されていない場合等、本特約の補償が不要な場合は本特約をご契約いただくことなく車両保険をご契約いただけます。なお、「車両新価保険特約」をご契約いただく場合(自動セットされる場合を含みます。)は、申込書等に「車両新価保険特約」等と表示されます。

*6 車両保険をご契約いただいている場合であってもご契約いただけます。

*7 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であり、かつ車両保険(一般条件)をご契約の場合で始期日が属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えるときに自動セットされます。ただし、「リースカー車両費用保険特約」をご契約の場合は自動セットされません。なお、初度登録(初度検査)年月のうち、「月」のみが不明の場合は「12月」であるものと仮定して自動セットの可否を判定します。

*8 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをご契約の場合に自動セットされます。

*9 車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。

*10 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

*対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、「自損事故傷害特約」および「無保険車事故傷害特約」が自動セットされます。

*「人身傷害乗用具事故補償特約」をご契約いただく場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故については、傷害一時費用保険をお支払いしません。

2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。また、下表の保険金以外に、「対人臨時費用保険金」や「傷害一時費用保険金」等、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																																						
対人賠償責任保険	対人賠償保険金	<p>ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合*11*12</p> <p>▶相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ●ご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、補償を受けられる方が被った損害等 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害等 																																						
対物賠償責任保険	対物賠償保険金	<p>ご契約のお車の事故により、車や埠等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合*11*12</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 																																						
人身傷害保険	人身傷害保険金	<p>ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額*13に対して保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害 ●補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害 ●補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害等 																																						
車両保険	車両保険金	<p>衝突、接触等の事故により、ご契約のお車*14に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします(全損の場合は免責金額なしでお支払いします。)</p> <p>▶保険金額が50万円未満のご契約の場合で、実際に修理をしたときは、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を50万円を限度にお支払いします。*15*16</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●パンク等のタイヤのみに生じた損害(火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。) ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害 ●欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●故障損害*17等 																																						
お選びいただくご契約方式により、対象となる事故の範囲が異なります。																																									
主な事故例 ご契約方式		<table border="1"> <tr> <td>ガードレール・電柱に衝突</td><td>当て逃げ</td><td>車庫入れに失敗</td><td>墜落・転覆</td><td>お車同士の衝突*18</td><td>自転車との衝突</td><td>人・動物との衝突</td><td>火災・爆発</td><td>盗難</td><td>いたずら・落書き</td><td>飛来中・落下中の物との衝突</td><td>台風・たつ巻</td><td>地震・噴火・津波</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td> </tr> <tr> <td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td> </tr> </table>	ガードレール・電柱に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突*18	自転車との衝突	人・動物との衝突	火災・爆発	盗難	いたずら・落書き	飛来中・落下中の物との衝突	台風・たつ巻	地震・噴火・津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ガードレール・電柱に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突*18	自転車との衝突	人・動物との衝突	火災・爆発	盗難	いたずら・落書き	飛来中・落下中の物との衝突	台風・たつ巻	地震・噴火・津波																													
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×																													
×	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×																													
○お支払いします ×お支払いできません																																									

*いずれのご契約方式においても、上表に記載のない電車やキックボード等との衝突・接触も補償の対象です。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*11 ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約【自動セット】」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。

*12 ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと弊社が認める場合は、「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約【自動セット】」により法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

*13 損害額(ケガによる治療費・休業損害、死亡による逸失利益・精神的損害等)の認定は、約款に基づき弊社が行います。なお、「人身傷害乗用具事故補償特約」をご契約いただく場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故によって被った損害については、ケガによる休業損害および精神的損害は損害額に含めません。

*14 ご契約のお車の付属品を含みます。ただし、ステッカーや車体に貼付されたフィルム等通常装飾品とみなされる物や燃料等は付属品として取り扱いません。

*15 原則としてご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年以内に修理した場合に限ります。

*16 「車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約」をご契約の場合は、保険金額を限度にお支払いします。また、「車両全損時復旧費特約」をご契約の場合は、復旧費用限度額を限度にお支払いします。

*17 「故障補償特約(搬送時)」により補償の対象となる場合があります。

*18 二輪自動車・原動機付自転車との衝突を含みます。

② 免責金額(自己負担額)



車両保険では、免責金額を設定する場合があります。車両保険の免責金額の設定方式には、定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。

ご契約に適用される免責金額は、申込書等をご確認ください。

※「車対車免ゼロ特約」をご契約の場合、車両保険に適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払いします。ただし、お車同士の衝突や接触事故の場合に限ります。

③ 主な特約の概要

契約
概要

弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は日常生活での事故または自動車事故で、弁護士費用特約(自動車事故型)は自動車事故に限定して相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ▶1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*1。 自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行うための弁護士費用または法律相談費用を負担した場合(両特約共通) ▶1事故について補償を受けられる方1名あたり原則150万円を限度に保険金をお支払いします*1。 *1 弁護士への報酬等を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 ※弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に弊社へのご連絡が必要です。
入院時選べるアシスト特約	人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合 ▶支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、ホームヘルパー派遣や差額ベッド代提供等の補償メニューの中から補償をご提供します。
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等 補償特約 ・ (レンタカー費用の 補償日額に関する特約)	ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません)。または車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶車両搬送費用、緊急時応急対応費用、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします*2。 *2 車両搬送費用、車両引取費用および代替交通費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に限り保険金をお支払いします。なお、パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合のレンタカー費用についても、走行不能となりレッカー搬送された場合に限ります。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用に限り保険金をお支払いします。 ※ガソリン・軽油を燃料としないお車の燃料切れにより走行不能となり、燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送された場合は、車両搬送費用、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

④ 補償の重複に関するご注意

注意
発起情報

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*3を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください*4。

- 人身傷害乗用車事故補償特約…歩行中の補償等が重複することがあります。
- 個人賠償責任補償特約 ● ファミリーバイク特約 ● 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ● 弁護士費用特約(自動車事故型)

*3 自動車保険以外の保険契約でご契約されている補償・特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*4 これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により補償を受けられる方が補償の対象外になったときは等、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑤ 保険金額の設定

契約
概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。申込書等に保険金額の記載がない特約については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

[人身傷害保険金額] (補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(2億円超は「無制限」とします。

ご参考 年齢別の損害額の目安

※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	年齢	被扶養者の有無	死亡された場合
25歳	あり	1億円	55歳	あり	7,000万円
	なし	8,000万円		なし	5,000万円
35歳	あり	9,000万円	65歳	あり	5,000万円
	なし	7,000万円		なし	4,000万円
45歳	あり	9,000万円	75歳~	あり	4,000万円
	なし	7,000万円		なし	3,000万円

※「ご契約のしおり(約款)」に定める重度後遺障害の場合は、ご契約いただいた人身傷害保険の保険金額が「無制限」以外であっても保険金額が「無制限」であるものとして取り扱います。

[車両保険金額] (ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

弊社が別途定める「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式、仕様および年式で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額を保険金額として設定ください。また、「車両新価保険特約」をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額として設定ください。なお、「車両全損時復旧費特約」をご契約の場合は、復旧費用限度額として車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額が設定されます。

※長期契約の場合、2年目以降の保険金額は、1年目の車両保険金額に始期日の応当日の翌日に所定の減価係数を乗じて設定します。このため、1年契約を毎年更新する場合の保険金額と異なることがあります。

※「リースカーレンタル費用保険特約」をご契約の場合の設定方法はこれとは異なります。

⑥ 補償される運転者の範囲

契約
概要

[本人限定特約(本人限定割引)、本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)]

ご契約のお車を運転される方を下表のとおり限定することで、保険料が割安になります。限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。

◎ 年齢問わず補償 ○ 運転者年齢条件の範囲内で補償 × 補償対象外

運転される方 特約	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の 同居の親族	④ ①～③の方の 業務に従事中の 使用人	⑤ 左記以外の方 (別居の親族や 友人等)
本人限定特約	○	×	×	×	×
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	○	○

【運転者の年齢条件特約】

運転者の年齢条件(「年齢を問わず補償」以外をいいます。)を設定することで、保険料が割安になります。右表の方で、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。右表の方の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定ください。

年齢条件区分 年齢を問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償 35歳以上補償

※右表の方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

運転者の年齢条件が適用される方

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①～③の方の業務に従事中の使用者

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期



- ・保険期間:1年間(一部例外を除き、1年未満の短期契約や1年超の長期契約とすることも可能です。)
- ・補償の開始時期:始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ・補償の終了時期:満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



保険料は、ご契約の保険金額、保険期間、免責金額(自己負担額)等の他に、以下のような要素により決定します。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度です。

- ・初めてのご契約には6等級(S)が適用されます。

なお、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、所定の条件を満たすときは、7等級(S)が適用されます(複数所有新規特則)。 「割引制度【複数所有新規特則】(P.9)」

等級	初めてのご契約(6等級(S))	複数所有新規特則(7等級(S))
割増率(%)	3%割増	38%割引

- ・ご契約を更新される場合*5は、更新前の保険期間中の保険事故の有無・種類・件数等に応じて、「等級(1～20等級)」および「事故有係数適用期間(0～6年)*6」を決定します。

- ・保険事故は、3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、ノーカウント事故の3つに分けられます。保険事故の種類によってその後のご契約に適用される等級および事故有係数適用期間*6が異なります。

「前契約において事故にあわれたお客様へ(P.10)」

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有								14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51
割増										割引											

*5 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合や、更新前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を継承することはできません。

*6 事故があった場合に「事故有の割増率(係数)」を適用する期間を示すものとしてご契約ごとに設定します。

※上表は2024年1月現在の割増率であり、将来変更となる場合があります。

※「等級」および「事故有係数適用期間」の決定方法の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

記名被保険者年齢別料率区分

(運転者の年齢条件

「26歳以上補償」または
「35歳以上補償」を設定した場合)

記名被保険者の始期日時点の年齢に応じた以下の区分により保険料を算出します。

- ・30歳未満
- ・30歳以上40歳未満
- ・40歳以上50歳未満
- ・50歳以上60歳未満
- ・60歳以上85歳未満は1歳刻み
- ・85歳以上

※長期契約の場合、始期日の応当日時点の年齢に応じて、保険年度ごとに上記区分を適用します。

※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。

型式別料率クラス制度 (ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合)

損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの事故実績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級および無事故・事故有別の割増率が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。

各種割引制度

お車の経過年数や装備等が適用条件を満たす場合等に適用される割引制度があります。

「割引制度(P.9)」

お車に関する割引制度 新車割引 ASV割引 福祉車両割引 Eco割引(ハイブリッド車・電気自動車割引)

その他の割引制度 ゴールド免許割引 複数所有新規特則(セカンドカー割引) ノンフリート多数割引

1日自動車保険無事故割引 Web証券割引 運転性向割引

② 保険料の払込方法



主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱もあります。→ 「団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ(P.10)」

※ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード	<input checked="" type="radio"/> (5%割増)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	×	<input checked="" type="radio"/>

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することができます。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。)
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「 III-1 通知義務等(P.7)」をご参照ください。

[主な告知事項・通知事項]

★ : 告知事項 ☆ : 告知事項かつ通知事項

ご住所	★	ご契約のお車を主に使用される方(以下①②いずれかに該当する方から1名)を設定します。賠償責任保険等の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。
お名前		①ご契約のお車を主に運転される方 ②ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者)
生年月日 (運転者の年齢条件 「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合)	★	始期日における記名被保険者の運転免許証の種類(色)(ゴールド・ブルー・グリーン)です。ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。→ 「割引制度(P.9)」 ※記名被保険者が運転免許証を保有していない場合や国際運転免許証のみ保有している場合は、「その他」の区分とします。 ※免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間(通算2か月間)可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点でもブルーであってもゴールドとみなすことができます。 ①始期日時点でゴールド免許を保有できるが、更新していない場合 ②始期日時点でゴールド免許を保有できるが、早期にブルー免許に更新した場合
記名被保険者	免許証の種類 (色)	

ご契約のお車	用途・車種	☆	原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき弊社が定めた区分によります。 ※自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」とは異なることがあります。				
	車両所有者	★	ご契約のお車の所有権を有する方であり、原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方です。申込書等上、所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。				
	使用目的	☆	<p><u>ご契約のお車の使用実態にしたがって設定します。使用目的により保険料が異なります。</u></p> <table border="0"> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;">年間^{*1}を通じて平均月15日以上、業務(通勤を除く)^{*2}に使用する</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">いいえ ➔</td> <td style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;">年間^{*1}を通じて平均月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学^{*3}に使用する</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">いいえ ➔</td> <td style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;">日常・レジャー使用</td> </tr> </table>	年間 ^{*1} を通じて平均月15日以上、業務(通勤を除く) ^{*2} に使用する	いいえ ➔	年間 ^{*1} を通じて平均月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学 ^{*3} に使用する	いいえ ➔
年間 ^{*1} を通じて平均月15日以上、業務(通勤を除く) ^{*2} に使用する	いいえ ➔	年間 ^{*1} を通じて平均月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学 ^{*3} に使用する	いいえ ➔	日常・レジャー使用			
前契約 (メリット・デメリット率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除く)	☆	<p>ノンフリート等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の証券番号、等級、事故有係数適用期間、会社名、保険期間、事故件数を記載してください。</p> <p>→  「前契約において事故にあわれたお客様へ(P.10)」</p>					
他の保険契約等	★		この保険契約以外にご契約されている、ご契約のお車を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約がある場合、原則、弊社にて保険のお引受けができません。				

*1 始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

*2 「業務」とは労働の対価を得るための行為をいいます(ボランティアは除きます。)。

*3 「通学」とは学校教育法に定める「学校」の登下校をいいます(高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・専門学校・都道府県知事の認可を得た予備校や服飾学校等)。

[その他の告知事項・通知事項]

<p>★ 告知事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約のお車の仕様^{*4}、初度登録(初度検査)年月、HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)^{*5} ノンフリート契約をお申込みされるご契約者へのご確認事項
<p>☆ 告知事項かつ通知事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約のお車の型式^{*6}、登録番号(車両番号)、車台番号^{*7}、AEB装置(有無)^{*7}、特殊車両区分(福祉車両、教習車、レンタカー)、使用的本拠地^{*8} 複数所有新規特則の適用条件を満たした他契約(証券番号、会社名、等級)^{*9} ちょいのり保険(1日自動車保険)の利用日数、事故件数^{*9}

*4 車両保険をご契約の場合

*5 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内の場合(Eco割引の適用条件(P.9)をご確認ください。)

*6 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合、および自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)以外で車両保険をご契約の場合

*7 ご契約のお車がASV割引適用期間の自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合

*8 「地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約」をご契約で、登録番号(車両番号)が不明の場合

*9 ノンフリート契約を初めてご契約される場合(複数所有新規特則、1日自動車保険無事故割引の適用条件(P.9)をご確認ください。)

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

郵便はがき	
	8112-8684
申込人住所	
氏名	(印)
電話	自宅 ()
	勤務先 ()
・申込日:	
・保険種類: トータルアシスト自動車保険	
・証券番号:	
・ご契約の営業店:	
・ご契約の代理店:	

	東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係	東福岡県福岡市博多区御供所町2-21
事務アウトソーシング(株)内行	

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**です。弊社宛に必ず郵便(消印有効。普通便で可。)または弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)経由(発信日有効)で通知ください(ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。)。

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(「保険契約の更新に関する特約」をご契約いただいた場合を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 「通信による契約申込に関する特約」により申し込まれたご契約等

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「[II-1 告知義務\(P.5\)](#)」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項] (以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますのでご連絡ください。)

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - ご契約のお車を変更する場合(新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合)
 - ご契約のお車を譲渡する場合(ご契約のお車を譲渡されても、ご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。)
 - 記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合
 - ご契約のお車の車両所有者を変更する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2 解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となつたり、各種サービスを受けられなくなることがあります。また、新たなご契約の等級の進行が、解約しない場合と比べて不利になることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 ご契約の中止制度



右記事由が生じ、所定の条件を満たすときは、ご契約を一旦中止したうえで、中止後の新たなご契約に「等級」および「事故有係数適用期間」を継承することができます。

中止日(解約日または満期日)から5年以内に、ご契約の代理店または弊社に、中止証明書の発行をお申出いただく必要があります。

中止証明書の発行事由

- ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれに伴い既に所有する別の車と入替を行った場合
- ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合
- ご契約のお車が災害により滅失した場合
- 記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に、解約日または満期日がある場合

4 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)



ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、「更新特約」をご契約されている場合が対象です(保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。)。

[更新のご案内]

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内が到着した後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

[万が一の際の「更新バックアップ」]

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、「更新特約」に基づき、更新前のご契約と同様^{*3}のご契約内容にてご契約を自動更新(更新バックアップ)します。

*3 車両保険金額を見直したうえで自動更新(更新バックアップ)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

*4 「更新特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。

*5 所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考するために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること（自動車保険の合計台数が10台以上となった場合は、所有・使用するお車のご契約に関する個人情報を含みます。）
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、ご契約は無効になります。また、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合も原則として無効になります。
- ご契約者や補償を受けられる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{※4}まで補償されます。

^{※4} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6 事故が起きたとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 自動車検査証等、お車の登録内容や廃車の事実を確認するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

7 その他

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant）でご確認いただけます。

※「ドライブエージェント パーソナル（DAP）特約」をご契約される場合には、「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」を、「運転性向による保険料算出に関する特約」をご契約される場合には、「運転性向による安全運転診断サービス利用規約」をご確認ください。

0120-071-281

受付時間：平 日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 割引制度

以下のような割引制度がありますので、該当するものがないか十分ご確認ください。

●お車に関する割引制度

割引名称	適用条件	割引率
新車割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であること ・始期日 ^{*1} の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月 ^{*2} の翌月から起算して49か月以内であること	別表1 (P.10)
ASV割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装着されていること ^{*3} ・始期日 ^{*1} がご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前にあること	9% ^{*4}
福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両(消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車)の場合	3% ^{*4}
Eco割引 (ハイブリッド車・) (電気自動車割引)	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のハイブリッド自動車、電気自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、始期日 ^{*1} の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月 ^{*2} の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します。	3% ^{*4}

*1 長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

*2 初度登録年月がない構内専用車等には、割引は適用できません。 *3 型式が不明のお車には、割引は適用できません。

●その他の割引制度

割引名称	適用条件	割引率・割引額
ゴールド免許割引 ^{*5}	始期日時点で記名被保険者が保有する運転免許証の種類(色)がゴールドの場合 ※始期日時点でゴールド免許証を保有していない場合でも、ゴールド免許割引を適用できる場合があります。 →  「告知義務(P.5)」	運転者の範囲・年齢条件に応じた割引率が適用されます。 →  「別表2 (P.10)」
複数所有新規特則(セカンドカー割引)	既に自動車保険(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下、「他契約」といいます。)をご契約いただいている方が2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、以下の条件をすべて満たすとき ・新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと ・新たなご契約の記名被保険者および所有者 ^{*6} が、他契約の記名被保険者および所有者 ^{*6} とそれぞれ同一 ^{*7} であり、かつ、個人であること ・他契約に適用されている等級が11等級以上であること(弊社長期契約の場合、みなし等級が11等級以上であること) ・新たなご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること ・新たなご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること	7等級(S)が適用され、6等級(S)と比べ割安な保険料となります。 →  「保険料の決定の仕組みと払込方法等(P.4)」
ノンフリート多数割引	始期日時点でご契約者が以下の方を記名被保険者として、1保険証券 ^{*8} で2台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき ※「更新特約」をご契約いただくことはできません。 →  「しっかり更新サポート(P.7)」 ①ご契約者 ^{*10} ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族	2台: 3% ^{*4} 3~5台: 4% ^{*4} 6台以上: 6% ^{*4}
運転性向割引	前契約等に「運転性向による保険料算出に関する特約」 ^{*11} をご契約いただいている場合で、運転性向計測期間における運転性向スコアが80点以上であること等、同特約等に定める条件を満たすとき	5% ^{*4} ※長期契約の場合は保険年度毎に割引の適用可否を判定します。
1日自動車保険無事故割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約であること ・ご契約の記名被保険者とちよいのり保険(1日自動車保険)の記名被保険者が同一であること ・所定の期間内に通算して5日以上を保険責任期間としてちよいのり保険(1日自動車保険)に加入しており、かつ、その契約に保険事故が発生していないこと	別表3 (P.10) ※長期契約の場合は第1保険年度の保険料が対象
Web証券割引	ご契約のしおり(約款)および保険証券を書面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式を選択いただいた場合 ※ご契約者が法人の契約や明細型契約等、一部のご契約は対象なりません。	年間240円 ^{*12} (月々20円)

*4 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。 *5 運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

*6 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主をいいます。

*7 以下①～③のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。

①他契約の記名被保険者 ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族

*8 保険期間が1年を超えるご契約で、ご契約のお車ごとに、異なる引落口座もしくはクレジットカードからの保険料の払込みをご希望される、または異なる払込方法をご希望されるために1保険証券でのお引受けができる場合に、一定の条件を満たすときはこの割引を適用します。また、団体扱・団体扱のご契約の場合は、複数の保険証券でのご契約でも、一定の条件を満たすときはこの割引を適用します。

*9 団体扱・団体扱のご契約の場合は、「更新特約」が自動セットされます。

*10 ご契約者が、所有権留保条項付売買契約上の売主、またはリース業者である場合は、買主や借主と読み替えます。

*11 弊社の定める条件を満たす車両走行情報が取得可能なお車に限りご契約いただけます。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

*12 短期契約の場合は、短期契約の算出方法に準じ割引額を決定します。また、長期契約の場合は、第1保険年度のみ割引を適用します。

*上記「ノンフリート多数割引」を適用しているご契約の場合等は、割増のない分割払でご契約いただけます。

*上記以外にも、団体扱の場合、団体扱割引を適用することができます。



本冊子で用いる用語の解説

主な自家用車	お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。
記名被保険者	補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただきます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。※婚約とは異なります。 ①婚姻意思*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
全損	ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合(ただし、保険金額が50万円未満の場合は限度額引上げ扱を行わないとき)に限ります。)、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。 ※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。
ノンフリート契約	ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。
保険年度	長期契約における「保険年度」とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日の応当日から1年間をいいます。

「ご契約のしおり(約款)」「保険証券」「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」の提供方法について

それぞれ書面ではなく、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式をご案内しており、「ご契約のしおり(約款)」は原則Web(ホームページ)で閲覧いただく方式としています。なお、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

※「ご契約のしおり(約款)」および「保険証券」について、Web(ホームページ)で閲覧いただく方式を選択いただいた場合は、「Web証券割引」が適用されます。

※保険証券・次回更新時のご案内について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。なお、Web証券をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただけます。

※ご契約者が法人の契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただけません。



ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、 トータルアシスト	総合自動車保険	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
ちょいのり保険 (1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険	故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠責)および賠償事故解決に関する特約	エコノミー車両保険 (自動車・乗用具等+A)	車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)	レンタカー費用等 不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)	車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約	本人限定特約	運転者本人限定特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
		更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページをご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-119-110

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

0120-560-057

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。
www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/

認定番号:10147001
この自動車保険はWeb約款選択等により地球環境保護活動に貢献しています。